

## 第2章 用語の説明

---

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所して、食事、排泄、入浴などの日常生活上の介護、健康管理、余暇活動、機能訓練などを受ける施設。
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	定員が29名以下の特別養護老人ホーム。
養護老人ホーム	身の回りのことはできるが、家庭の事情(経済的、住居など)で自宅での生活が困難な時に生活する施設。入所契約によって利用する施設ではなく、市区町村の「措置」によって入所する施設。
介護老人保健施設	入所して、食事、排泄、入浴などの日常生活上の健康管理、理学療法士などによるリハビリテーションのマネジメントを受ける施設。
小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「泊り」のサービスが一体的に受けられる。介護保険法の改正により、2006年から新設された地域密着型サービス。
看護小規模多機能居宅介護	「通い」を中心として、短期間の宿泊や訪問介護、訪問看護を組み合わせ一体的なサービスを行う。介護保険法の改正により2012年から新設された地域密着型サービス。2015年に「複合型施設」から改正された。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症の人が共同で生活し、排泄、食事、入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を受ける施設。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)などで、入浴、排泄、食事などの日常生活上の介護、機能訓練などを受けるサービス。
短期入所生活介護	施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護やリハビリ等のサービスを行う。
短期入所療養介護	施設等に短期間入所し、看護や医学的管理のもとにおける介護、リハビリ、医療等のサービスを行う。
サービス付き高齢者向け住宅	介護・医療と連携し、高齢者を支えるサービスを提供する高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定されたバリアフリー構造の住宅。
有料老人ホーム	常時1人以上の高齢者を入所させて、生活サービスを提供することを目的とした老人福祉法に規定された施設。